樫原（かしばる）湿原地区自然再生協議会について

◆樫原湿原は佐賀県の北部に位置し、標高 591m、面積 121ha であり、氷河期の残存植物等の希少な動植物が生育・生息している。
近年、水量の減少、土砂等の堆積、及び人・葦の湿地侵入等により、保全状況が悪化し、昭和 28 年頃と比較すると数種類の植物が確認できなくなり、株数も減少している。

◆平成 14 年度から、自然生態系の保全･再生にむけた計画策定のための調査を実施。

◆平成 16 年 7 月に自然再生推進法に基づく「樫原湿原地区自然再生協議会」を設立。
（特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿原環境を良好な状態へと再生することを検討。）

◆平成 17 年 1 月には「樫原湿原地区自然再生全体構想」が作成された。
全体構想を踏まえ、平成 17 年 3 月には佐賀県を実施者とする「樫原湿原地区自然再生事業実施計画」が作成された。

〇第１回自然再生協議会（平成 16 年 7 月 4 日）
・協議会の設立
・これまでの調査結果についての報告
・全体構想（原案）の協議

〇第２回自然再生協議会（平成 16 年 8 月 17 日）
・樫原湿原地区自然再生実施計画（案）の概要について協議

〇第３回自然再生協議会（平成 16 年 10 月 25 日）
・全体構想（最終案）の協議
・樫原湿原地区自然再生事業実施計画（案）の協議

〇第４回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 26 日）
・樫原湿原地区自然再生事業実施計画（最終案）の協議、了承

〇樫原湿原地区自然再生全体構想 作成（平成 17 年 1 月）

〇第５回自然再生協議会（平成 18 年 3 月 28 日）
・平成 17 年度事業の実施状況についての報告
・平成 18 年度事業予定について協議

〇第６回自然再生協議会（平成 18 年 8 月 29 日）
・平成 18 年度事業内容の再検討

〇第７回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 23 日）
・平成 19 年度事業予定等について協議

「樫原（かしばる）湿原地区自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

背振山地西部の佐賀県 東松浦郡 七山村 池原 字樫原

樫原県自然環境保全地域範囲 121ha（短期計画の対象エリアはそのうち 8ha）

◆自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態（昭和 40 年前半）を概ねの再生目標として設定。

さらに、短期計画では対象エリアを 10 区分し、それぞれについての再生目標として目標植生図を作成。

◆自然再生協議会の構成員

専門家 5、　個人 17、　団体 11、

関係地方公共団体 6、関係行政機関 3

合計 42(個人･団体)　※平成 19 年 11 月現在

「樫原（かしばる）湿原地区自然再生事業実施計画」の概要

◆実施者：佐賀県くらし環境本部環境課

◆自然再生事業の対象となる区域

全体構想における自然再生の対象となる区域に同じ

◆事業実施計画の内容

・再生計画

短期的には自然植生の再生のため、オオミズゴケの除去、耕起、木本類の除去、池の造成などを状況ごとに組み合わせて実施する他、適正な水深の保持、木道、ボランティアステーションの設置を行う。中･長期計画としては周辺森林の水源涵養能力の向上、村道・駐車場部分の湿地再生を図る。

・維持管理計画

定期的な抜き取り、火入れ、除草作業、間伐等による植生の維持管理の他、木道、ボランティアステーションの維持管理を行う。また、水環境、生物相についてモニタリング調査を行い、その結果について専門家が評価し、自然再生協議会で検討することで、順応的に事業を進める。

・その他

環境教育等への活用のため、自然環境学習プログラムの整備、人材の育成、情報の共有に努める。

樫原（かしばる）湿原地区自然再生協議会

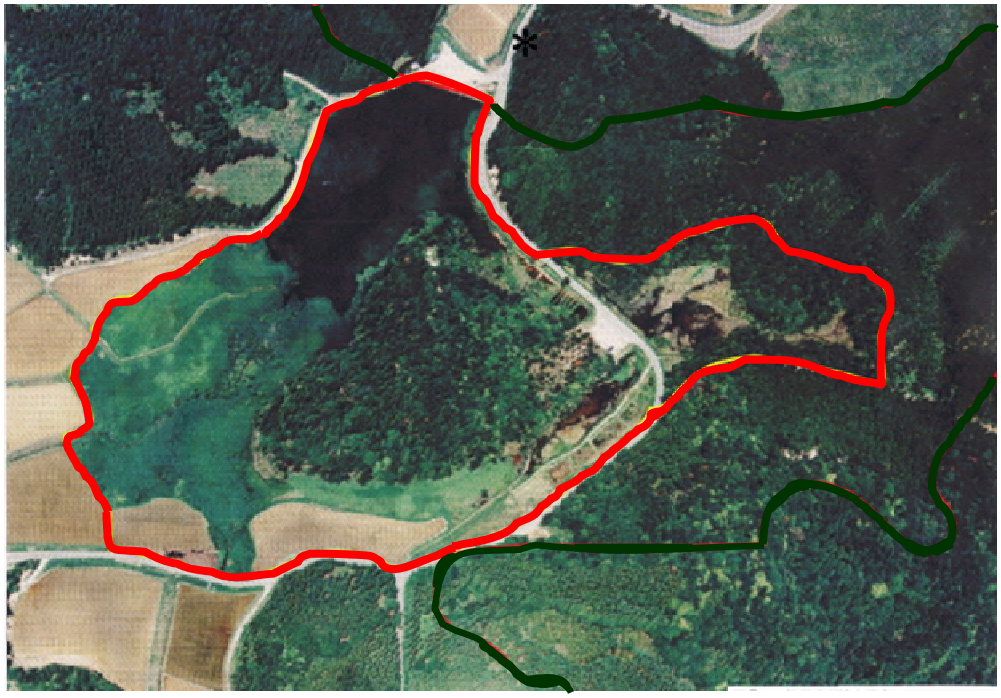

自然再生の対象となる区域 （全体構想より）

かつては開放水面だった場所が低木林化

ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂

ミズゴケの堆積による陸化

〇樫原湿原地区自然再生事業実施計画に基づき、平成17年度事業を実施　→現在モニタリング調査を実施

作業実施前　平成17年6月

開放水面の減少、陸化が進行

H17年度冬期　浚渫及び植生（ミズゴケ･ミツガシワ）の抜き取りを実施

作業実施後　平成18年8月

開放水面の拡大